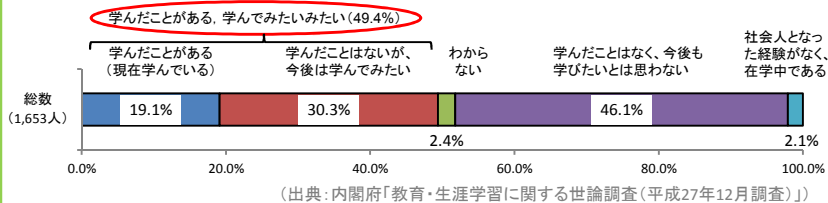


平成29年度概算要求（社会人の学び直し関連）について

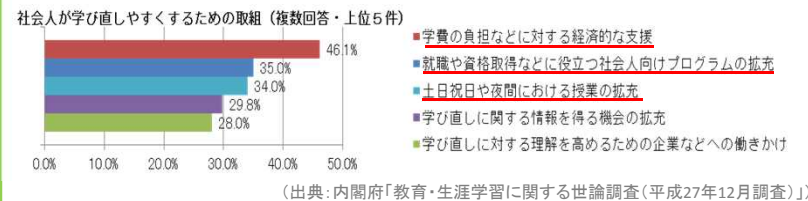
文部科学省における社会人の学び直し推進に関する主な取組

現状・課題

○20歳以上の男女の約半数が、学び直しを希望。



○学び直しを支援する上で、経済的支援の充実、カリキュラムの充実、学びやすい環境の整備が必要。



提言等

■教育再生実行会議第六次提言(平成27年3月4日)

1. 社会に出た後も、誰もが「学び直し」、夢と志のために挑戦できる社会へ
 <方向性・概念>
 ◎生涯で何度でも、学び中心の機関を持つ人生サイクルを ◎大学等を若者中心の学びの場から全世代のための学びの場へ ◎社会全体で学びを支援

■経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)

- 第2章 成長と分配の好循環の実現
1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現:経済成長の隘路の根元にある構造的な問題への対応
 - (4)女性の活躍推進
 子育て等で一度退職した正社員等の復職やキャリアアップへの道が一層開かれるようにするため、企業への働きかけ、大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進する。
 2. 成長戦略の加速等
 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ②教育の再生
 (前略)海外留学・外国人留学生や外国人研究者の受入れ促進を通じた大学の徹底した国際化、高大接続改革を進めるとともに、職業教育や社会人の学び直しを推進する。

■ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

- ロードマップ「希望出生率1.8の実現」「希望どおりの人数の出産・子育て(仕事と育児が両立できる環境整備)」「女性活躍の推進(その1)」
- 【今後の対応の方向性】子育て等で一度退職した正社員等の復職やキャリアアップへの道が一層開かれるようにするため、企業への働きかけ、大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進する。(後略)
- 【具体的な施策】(前略)また、復職やキャリアアップを目指す女性等に対する大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進するとともに、マザーズ・ハローワーク事業について、拠点数の拡充及びニーズを踏まえた機能強化を図る。
- ロードマップ「名目GDP600兆円の実現」「人口減少局面における成長力の強化(生産性革命に向けた取組の加速)」「①多様な人材力の発揮(社会的損失の解消、就労支援、教育等)(その2)」
- 【具体的な施策】成長を担う人材創出に向け、創造性の育成や特に優れた能力の伸長など多様な個性が活かされる教育、教育の情報化、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の検討や社会人の学び直し、海外留学・外国人留学生受入れ促進を通じた大学の国際化などの教育改革を進める。
- 【指標】大学等の社会人受講者数:2013年12万人⇒2018年24万人

社会人の学び直しを推進

主な取組

経済的支援の充実

○奨学金制度の弾力的運用の実施

無利子奨学金について同学種(例:学部→学部)間での再貸与の制限を緩和(平成26年度～)

○教育訓練給付金制度(厚生労働省)との連携

専門職大学院・専門学校(職業実践専門課程)等を対象とした「専門実践教育訓練」の指定(平成26年10月～)

- ・専門職学位課程(大学院):79講座
 - ・職業実践専門課程(専門学校):760講座
 - ・業務独占・名称独占資格(専門学校、短大等):1,230講座
 - ・職業実践力育成プログラム(大学等):23講座
- (平成28年7月現在)

人材ニーズに対応したカリキュラムの充実

○「職業実践専門課程」認定制度

企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

(平成28年2月現在:833校、2540学科)

○「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定。

(平成27年12月初認定:123課程)

○実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

社会人の学び直しを主要な機能として位置付けた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について、平成31年度の開学に向け、学校教育法の改正等、所要の制度上の措置を講ずる。

○成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

1,430百万円(1,533百万円)

専修学校等における、地域や産業界の人材ニーズに対応した社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うとともに、高等専修学校等における特色ある教育を推進するための教育カリキュラムの開発等を実施する。

○成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)

2,177百万円の内数(650百万円)

情報技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材の育成機能を強化するため、産学協働の実践教育ネットワークを形成し、学部学生を対象とする課題解決型学習(PBL)等の実践的な教育を充実させ、新たに社会人学び直しのための体系的プログラムの開発を推進する。(社会人学び直し機能の強化を目指す大学院改革の取組を支援)

学びやすい環境の整備

○大学における多様な社会人の受入れ制度

社会人特別入学者選抜(昭和57年明文化)、夜間(昭和22年～)・昼夜(昭和49年～)開講制、科目等履修生制度(平成3年～)、長期履修生制度(平成14年度～)、通信制(昭和22年～)、専門職大学院(平成15年度～)、大学院における短期在学コース(平成11年～)・長期在学コース(平成元年～)、履修証明制度(平成19年度～)、サテライト教室(平成15年度明文化)、大学公開講座(昭和22年度～)

○放送大学の機能強化

- ・放送授業科目のインターネット配信の実施(平成17年11月～)
- ・スマートフォン等での視聴への対応(平成24年12月～)
- ・社会人や女性のキャリアアップに向けた科目の充実
- ・オンライン授業の新規開校(平成27年4月～)

○社会通信教育の認定

学校又は一般社団法人・一般財団法人が行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを、文部科学大臣が社会教育法の規定に基づき、認定。

(平成28年8月現在:25団体、109課程)

○男女共同参画のための学び・キャリア形成支援事業 44百万円(新規)

大学等において女性が子育てをしながら学ぶことのできる環境を整備するため、保育環境整備を進めるとともに、若者がライフイベントを踏まえた上で進路や就労の選択を行えるよう、男女共同参画の視点に立ったライフプランニング支援を推進する。

○専修学校を活用した地域産業人材育成事業 272百万円(新規)

各分野における専修学校と産業界・行政機関等の連携による人材育成の在り方を検討する持続可能な協議体制の整備を促し、専修学校を活用した社会人等の学び直し講座の開設や、ポータルサイトの活用による社会人の学び直し機会の改善・充実を図る。

○学びを通じたステップアップ支援促進事業 23百万円(新規)

高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる地方公共団体の取組について、実践研究を行う。

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

<平成29年度概算要求>

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ①無利子奨学金の貸与人員の増員や、
- ②「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施のための対応、
- ③給付型奨学金の創設、
- ④低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の緩和など、大学等奨学金事業の充実を図る。

平成29年度概算要求 貸与人員 : 131万9千人
 事業費総額: 1兆744億円
 [他に被災学生等分4千人・26億円]

○「有利子から無利子へ」の流れの加速

- ・貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。
- ・無利子奨学金について、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を緩和。[事項要求]

<貸与人員> 無利子奨学金 49万9千人(2万4千人増)
 [この他被災学生等分4千人]
 (有利子奨学金 82万人(2万4千人減))

○「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施のための対応

- ・奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」を確実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

<システム開発・改修費> 7.7億円

○給付型奨学金の創設[事項要求]

- ・意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように給付型奨学金の制度を検討し、この創設に必要な経費を措置。

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		49万9千人(2万4千人増) [他被災学生等分4千人]	82万人 (2万4千人減)
事業費		3,378億円(156億円増) [他被災学生等分26億円]	7,365億円 (320億円減)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金		政府貸付金 一般会計: 1,033億円 復興特会: 11億円	財政融資資金 7,668億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準 (29年度採用者)	学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家計	家計基準は家族構成等により異なる。(子供1人~3人世帯の場合) 一定年収(700万円~1,290万円)以下 ※貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等は全員採用	一定年収(870万円~1,670万円)以下
返還方法		卒業後20年以内 ＜所得連動返還型＞ 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択 (平成28年3月貸与終了者) 利率見直し方式(5年毎) 0.10% 利率固定方式 0.16% ²

教育訓練給付

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内(※1)にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付

(※1) 妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

① 一般教育訓練に係る教育訓練給付金

- 支給要件：被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)
- 対象訓練：雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練。医療・福祉関係、事務関係等幅広く指定されており、現在指定講座数は10,056講座。

② 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(中長期的なキャリア形成支援措置)【平成26年10月1日施行】

- 支給要件：被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の40%相当額(上限年間32万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された(又は雇用されている)場合には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給
- 対象訓練：専門的・実践的であると認められる以下の訓練について指定(指定講座数2,243講座)
 - ・ 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程：1,290講座
(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
 - ・ 専門学校の職業実践専門課程：830講座(期間は、2年)
 - ・ 専門職大学院：82講座(期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))
 - ・ 職業実践力育成プログラム：37講座
(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)
 - ・ 情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程：4講座
(時間が120時間以上かつ期間が2年以内)

(※2) ②専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に2箇月ごとに支給(教育訓練支援給付金。平成30年度までの暫定措置)

「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
 - 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- ⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

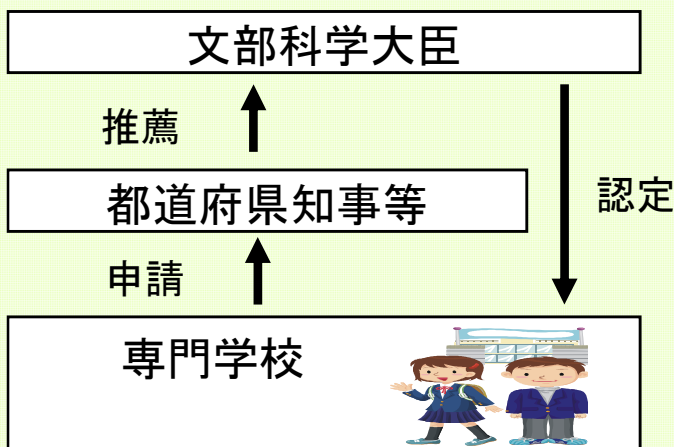
先導的試行としての「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度を創設

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

平成25年8月30日 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート
(833校、2,450学科(平成28年2月19日現在))

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との
「組織的連携」

取組の
「見える化」

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定**【目的】**

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下記課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

①実務家教員や実務家による授業

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験)

②双方向若しくは多方向に行われる討論

(課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

③実地での体験活動

(インターンシップ、留学や現地調査等)

④企業等と連携した授業

(企業等とのフィールドワーク等)

- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)

認定により、①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進※大学等からプログラムの公募を行い、平成27年12月に制度創設後初めて、**123課程を認定**

(今後、毎年公募を行う予定)

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化のポイント

養成する人材

◎ 変化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材

【新たな機関で養成する人材に(将来的に)期待する役割】※ 企業等の活動の次のような側面を先導する者となることを期待

●生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として

- ・生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上
- ・高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供 など

●その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として

- ・新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案
- ・新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓 など

◎ 高等教育の修了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎(伸びしろ)を身に付けた人材

《成長分野等で求められる人材例》

例えば、IT分野で、新たなアイデアの構想・提案等も行うプログラマーやCGデザイナー等 / 観光分野で、接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材 / 農業分野で、農産物を生産しつつ、直売、加工品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材 など

実践的な職業教育を提供するための独自の基準を整備。

そうした教育を行うことを制度的に義務付けられた大学体系に位置付く機関として制度化。

修業年限

◎ 2・3年制及び4年制の複数の修業年限を制度化。※高卒後の学生のほか、社会人学生、編入学生など、多様な学習者に、多様な学習機会の選択肢を提供

◎ 4年制課程については、前期・後期の区分制課程も導入。

※ 前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定

※ 前期修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供も可能に

教育内容・方法

《実践的な職業教育のためのカリキュラム》

◎ 分野の特性に応じ、卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等(又は演習及び実習等)の科目を修得。

◎ 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履

* 設置基準等により義務付け

* 設置基準等により義務付け

《産業界・地域等のニーズの反映》

◎ 産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を機関内に整備

《社会人等が学びやすい仕組み》

◎ 社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れる仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備。

※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備、モジュール制の導入促進、修業年限の通算・単位認定に関する制度の弾力化

教員

- ◎ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。
 - － **必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。**
 - － さらに、**専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。**
- ◎ 設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性に基づき、教員としての資格を適切に評価。

* 設置基準等により義務付け

※ 保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認。

入学者の受け入れ

- ◎ **専門高校卒業生、社会人学生、編入学生**など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
- ◎ 入学者選抜では、**実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。**

質保証

- ◎ 質の高い実践的な職業教育を行う機関としての相応しい設置基準等を制定。

※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。
- ◎ 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、**原則40人以下**とすることを義務付け。
- ◎ **大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表**を義務付け。
- ◎ 認証評価については、**専門団体との連携により、分野別質保証の観点を取り入れた評価**を導入。

※ 情報公表及び評価に当たっては、学生、企業等の視点からのできる限り客観的な指標を取り入れ。

研究機能の位置付け

- ◎ 新たな機関の機能は実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くが、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。 → **職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向**

学位

- ◎ **実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい学位名称**を設定。

※ 学位の種類としては、大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与することが適当。

※ 現行の大学・短大の学位には、専攻分野の名称を付記するものとされているが、新たな機関では、当該専攻分野の名称として、学問分野よりも、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」、「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にすること等が適当

名称

- ◎ 例えば、4年制は、「**専門職業大学**」、「**専門職大学**」など。2・3年制は、「**専門職業短期大学**」、「**専門職短期大学**」など。

※ さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。

設置形態

- ◎ **大学、短期大学**が、一部の学部、学科を転換させるなど、**新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。**

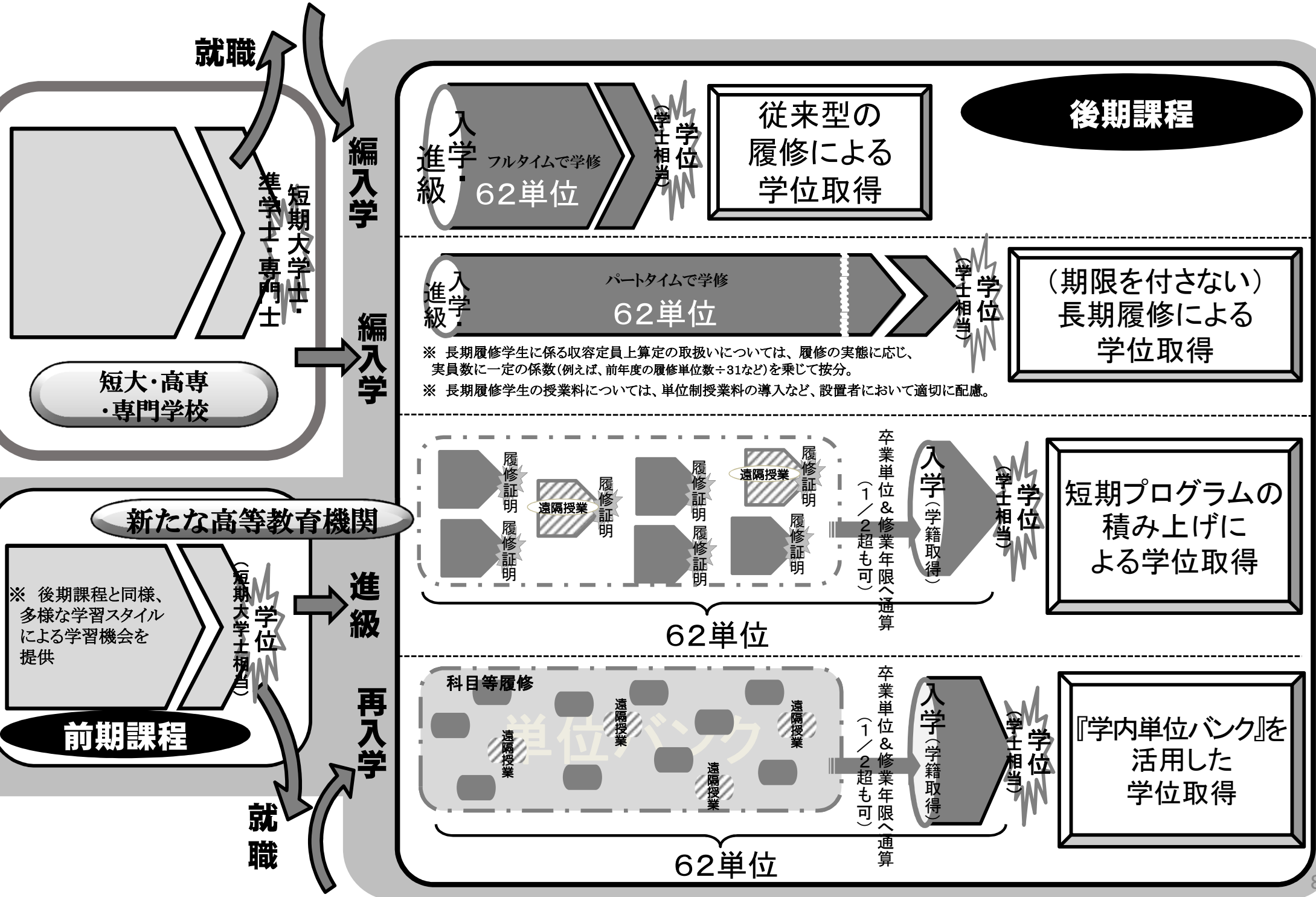
財政措置

- ◎ **必要な財源の確保を図り、実践的な職業教育を行い、専門職業人養成を担う機関として相応しい支援**を行っていく。

※ 機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の措置を図ることを基本とする。

※ 産業界等から求められる人材の養成とそのため多角的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。

社会人・パートタイム学生向けの多様な学習機会の提供



(背景)

【「日本再興戦略」-JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)】 (抜粋)

一. 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑤若者・高齢者等の活躍促進 ○若者の活躍促進

- 大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。

【「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-(平成26年6月24日閣議決定)】 (抜粋)

一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)

iii) サービス産業の生産性向上

- サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及

(事業の趣旨)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うとともに、高等専修学校等における特色ある教育を推進するための教育カリキュラムの開発等を実施する。これらの取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

これまでの取組

産学官 コンソーシアム

企業・産業界等のニーズを踏まえた養成すべき人材像を設定・共有。

- 環境・エネルギー
- 食・農林水産
- 医療・福祉・健康
- クリエイティブ
- 観光
- IT
- ゲーム・CG
- 社会基盤
- 工業
- 経営基盤
- グローバル
- 航空産業

※実施分野の例



全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証

・地域や産業界のニーズに対応した人材の育成
・特色ある教育カリキュラムの開発・実証

教育リソースを有する専修学校等において「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証

(事業の概要)

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

地域や業界団体・企業等の人材ニーズが高い分野において、社会人等を対象として就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を修得するため、様々な教育リソースを有する各地域の専修学校等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証等を行う。

特色ある教育推進のための教育カリキュラム等の開発・実証

高等専修学校等において、後期中等教育段階から高等教育や就業への継続性のある教育カリキュラムや、特別に配慮が必要な生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法(教育カリキュラムや就業支援等)の開発・実証を行う。

- ▶ 専修学校等の中核的専門人材・高度人材の養成、社会人等の学び直しを全国的に推進
- ▶ 高等専修学校等の特色ある教育カリキュラム等を全国的に共有

成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)

平成29年度概算要求額 22億円(平成28年度予算額7億円)

【背景・課題】

サイバーセキュリティ、IoT、ビッグデータ、人工知能、組み込みシステムなど、情報技術を高度に活用して、社会の具体的な課題を解決することのできる人材の育成は急務であり、我が国の極めて重要な課題

【例えば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功に導くためにもセキュリティ技術者等の高度のIT技術者の育成は不可欠
また、長期的視点からも、学部教育でのアクティブラーニングの推進や、大学における社会人学び直し機能の強化は喫緊の課題】

- 大学教育における、**実践的な教育** の推進
- 大学での、**現役のIT技術者の学び直し** の推進

} ⇒ **大学における人材育成機能の強化**

【平成29年度の事業概要】

平成28年度選定分の継続支援 …大学と産業界との教育ネットワーク形成により、**学部3～4年生**を主な対象とした実践的な教育を推進する。
平成28年度に新規採択した1運営拠点・4中核拠点の取組の2年目を支援。【第2期enPiT(H28~32)】

平成29年度選定分の支援(新規) …大学が有する最新の研究の知見に基づき、**現役IT技術者**を主な対象として、情報科学分野を中心とする高度な教育(演習・理論等)を提供する大学を支援することで、**社会人学び直しを促進**する。【enPiT-Pro(H29~33)】

enPiT-Pro(新規分)の事業概要

主な育成対象者

社会で活躍するIT技術者等

取組内容

大学が有する最新の研究の知見に基づき、社会人(現役IT技術者など)を主な対象とした情報技術分野を中心とする体系的で高度な実践教育プログラム(演習・理論等)を、産業界とのネットワークを活用しながら複数大学の協働により開発・実施する。【社会人学び直し機能の強化を目指す大学院改革の取組を支援する。】



大学等における社会人受入れの推進に関する教育関係の仕組み

	概要
社会人特別入学者選抜	社会人に対する特別の入学者選抜 【平成27年度実施状況】大 学:551校 入学者: 1,175人 【平成24年度実施状況】大学院:461校 入学者:8,144人
夜間・昼夜開講制	社会人の通学上の利便のため昼間、夜間に授業を行う制度 【平成25年度実施状況】 大 学:夜間16校、昼夜30校、大学院:夜間24校、昼夜316校 【平成26年度実施状況】 専門学校:夜間等649学科、昼夜211校
科目等履修生制度	大学等の正規の授業科目のうち、必要な一部分のみについてパートタイムで履修し、正規の単位を修得できる制度 【平成25年度実施状況】(放送大学を除く) 大 学:737校、履修生:17,277人 【平成26年度実施状況】 専門学校:158校、6,565人
長期履修学生制度	学生が職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し、学位を取得することができる制度 【平成25年度実施状況】 大 学:376校、4,206人(学部896人、大学院:3,310人)
通信制	通信教育を行う大学学部、短期大学、大学院修士・博士課程及び専門学校 【平成27年度実施状況】 大学学部:46校 213,331人、うち放送大学学部 83,642人 大学院:27校、8,627人 大学院(修士課程のみ):7,545人 短期大学:24,111人 専門学校:957人
専門職大学院	高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院 【平成27年度設置状況】114校 162専攻 うち、法科大学院54校54専攻、教職大学院27校27専攻

	概要
大学院における短期在学コース・長期在学コース	大学院の年限を短期又は長期に弾力化したコース 但し、短期在学コース制度は修士・専門職学位課程のみ 【平成24年度設置状況】 短期在学コース :64校 長期在学コース :81校
履修証明制度	社会人を対象に体系的な教育プログラム(120時間以上)を編成し、その修了者に対し、大学・専修学校等が履修証明書を交付できる制度 【平成25年度実施状況】(放送大学を除く) 大学:83校 受講者数:3,800人 証明書交付者数:2,472人 【平成26年度実施状況】 専門学校:77校 証明書交付者数:2,435人
サテライト教室	大学学部・大学院の授業をキャンパス以外の通学の便の良い場所で実施する取組 【平成26年度 サテライト教室の設置割合】 大学:16.4%、短大:4.8%
大学公開講座	大学等における教育・研究の成果を直接社会に開放し、地域住民等に高度な学習機会を提供する講座 【平成26年度開設状況】 開設大学数:968大学等 開設講座数:40,005講座 受講者数:1,728,387人

出典:文部科学省調べ

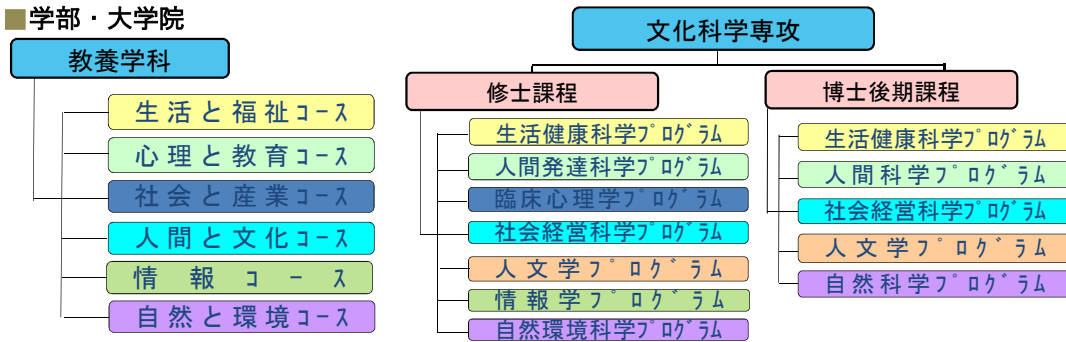
放送大学の概要

(前年度予算額 7,687百万円)
29年度要求額 7,900百万円

■経緯

昭和56年7月	放送大学学園設立	平成23年10月	BSデジタル放送による全国放送開始
昭和60年4月	学生受入開始	平成24年3月	CS放送終了
平成10年1月	CS放送による全国放送開始	平成25年4月	情報コース、情報学プログラム設置 放送大学創立30周年
平成14年4月	大学院学生受入開始	平成26年4月	放送大学大学院(博士後期課程)設置
平成15年10月	特別な学校法人に移行	平成26年10月	放送大学大学院(博士後期課程)学生受入開始
平成21年4月	独立行政法人メディア教育開発センター解散・一部業務を承継	平成27年4月	オンライン授業開講

■学部・大学院



■学生の種類と在学者数等

(平成28年度第1学期 在学者数合計89,218人)

<教養学部>

	目的	在学者数	
		平成27年度第1学期	平成28年度第1学期
全科履修生	卒業を目的とする学生	57,850	58,434
選科履修生	1年間特定の科目を履修する学生	17,884	18,012
科目履修生	1学期間特定の科目を履修する学生	6,691	6,306
特別聴講学生	単位互換協定を結んだ大学等の学生	1,217	1,248
在学者数小計		83,642	84,000

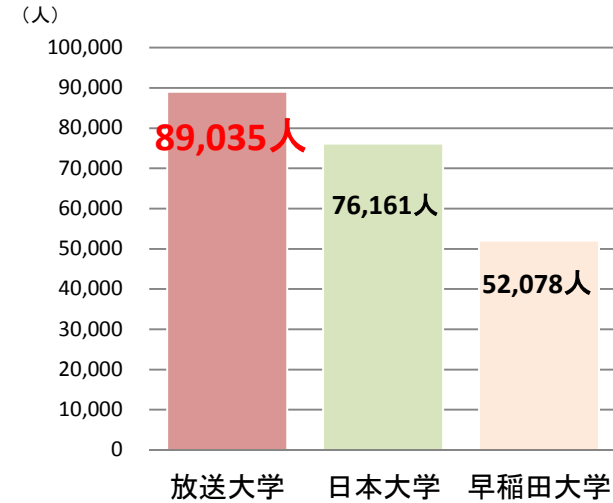
○これまでの累積卒業生数は89,056人

<大学院文化科学研究科>

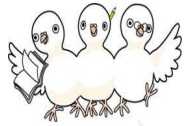
	目的	在学者数	
		平成27年度第1学期	平成28年度第1学期
修士全科生	修士を目的とする学生	1,131	1,105
修士選科生	1年間特定の科目を履修する学生	3,733	3,560
修士科目生	1学期間特定の科目を履修する学生	504	515
特別聴講学生	単位互換協定を結んだ大学等の学生	1	1
博士全科生	修士を目的とする学生	24	37
在学者数小計		5,393	5,218

○これまでの累積修了者数は4,889人

■在学者数の比較 (学部・大学院)



(平成27年度5月1日現在)



放送大学の
在学者数
(学部・大学院)
**全大学
NO.1**

多彩な科目

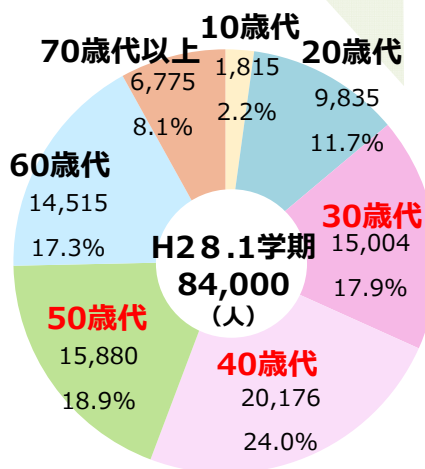
(平成27年度)

放送授業 **358科目**
オンライン授業 **2科目**
面接授業 **3,162科目/年間**

- ・面接授業は、全国57カ所の学習センター等で年間約3,000クラスを開講しています。
- ・開講科目は各学習センターで異なり、地域に密着した科目もあります。
- ・平日の夕方や土・日にも開講しています。
- ・東京渋谷学習センターでは、ビジネスパーソン向けに、平日、早朝・夜間面接授業を開催しています。

放送大学学部在学生のうち
30～50歳代の学生の割合
60.8% (51,060人)

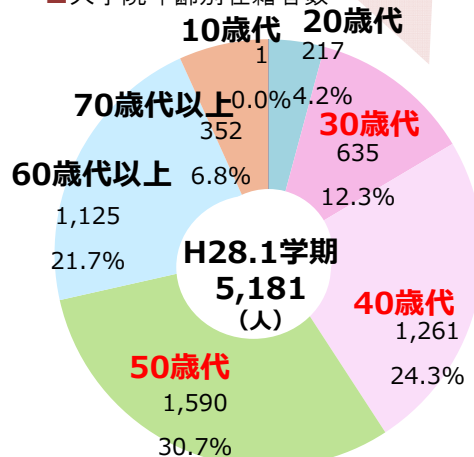
■学部年齢別在籍者数



(平成28年度 第1学期)

放送大学大学院生のうち
30～50歳代の学生の割合
67.3% (3,486人)

■大学院年齢別在籍者数



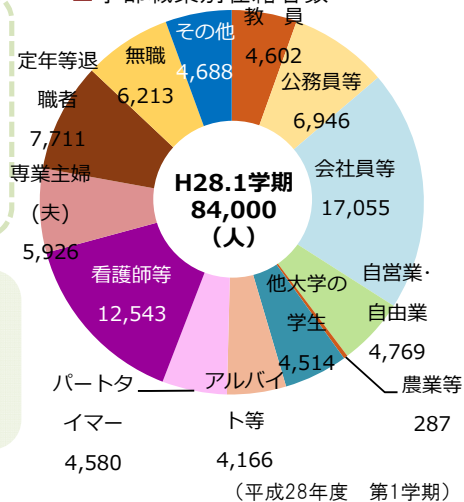
(平成28年度 第1学期)

放送大学の学生で大きな層を形成しているのが30～50代。仕事でワンランク上を目指す方や、社会とのつながりを求める向上心の高い主婦(夫)が多数在籍。シニア層も多く、様々な世代や職業の方が意欲的に学んでいます。

学部の全てのコースを卒業された
放送大学名誉学生 **251人**

(平成27年度2学期)

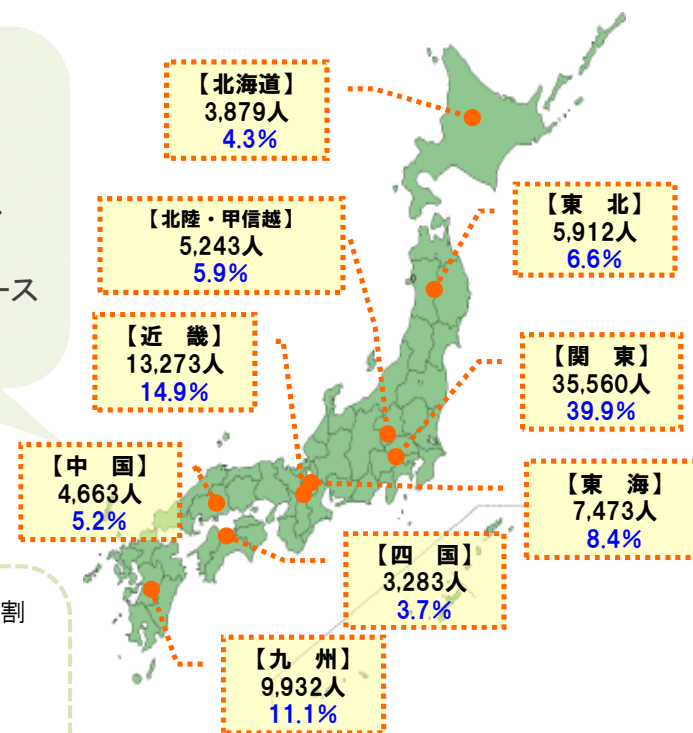
■学部職業別在籍者数



(平成28年度 第1学期)

全国都道府県に

50の学習センター、
7つのサテライトスペース



※数値は28.5.1時点。

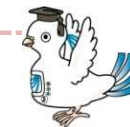
<合計89,218名>

学習センターの6つの役割

1. 放送授業の再視聴
2. 単位認定試験の会場
3. 面接授業の開講
4. DVD、CD、図書の閲覧・貸出
5. 学習相談を受けられる
6. サークル活動や交流

放送大学公開講演会 **703講座/年**
学習センターあたり **12.3講座/年**
(サテライトスペース) (平成27年度)

公開講演会は、
全国各地で地域のニーズに応じて開催。



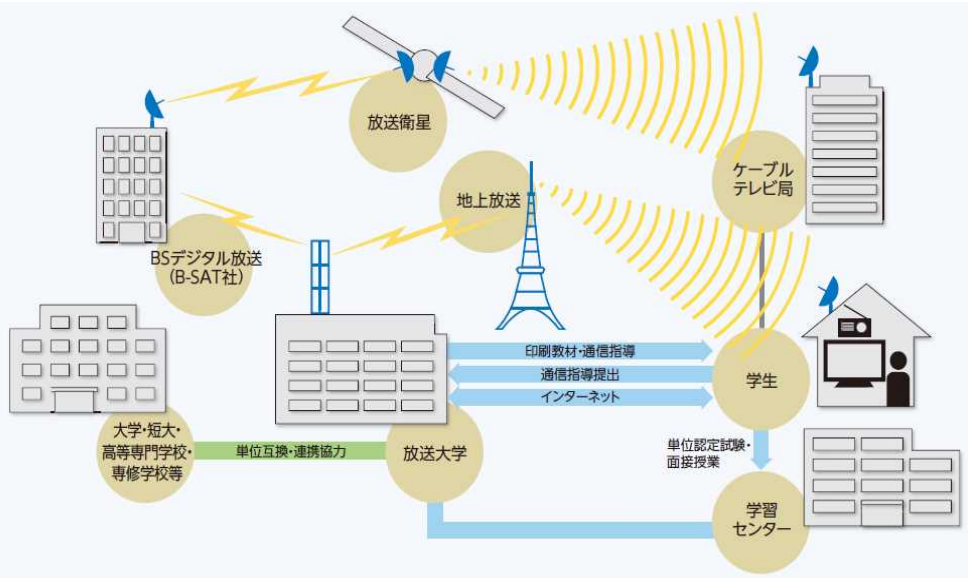
授業の視聴

・BSデジタル、地デジ、インターネットラジオ (radiko.jp)

で聴取可能



・スマートフォン・タブレット端末等で、
テレビ授業**176科目**、ラジオ授業**171科目**が視聴可能



他機関への教育支援

全国の大学・短大のうち

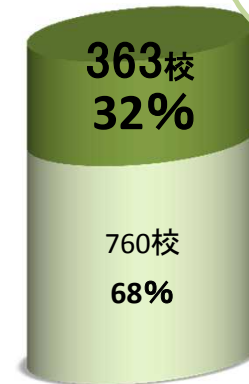
32%の大学と単位互換を締結
(363校)

- ・単位互換校385校
(大学・短期大学・高等専門学校・大学院)
- ・連携協力校66校
(専修学校・高等専門学校・高等学校)

放送大学との単位互換締結校数

大学・短期大学363校
高等専門学校15校、大学院 7校

4,614人
(特別聴講学生 平成27年度)



全国の大学・短期大学数
1,123校

(平成27年度) 全国大学一覧、全国短期大学一覧

※学生募集を停止している大学・短大は除く

科目群履修認証制度(放送大学エキスパート)

認証状発行数累計 **20,069名**

(平成27年度)

科学、文化、福祉、心理学、経営学など
バリエーション豊かな **28プラン**



■科目群履修認証制度(放送大学エキスパート)について

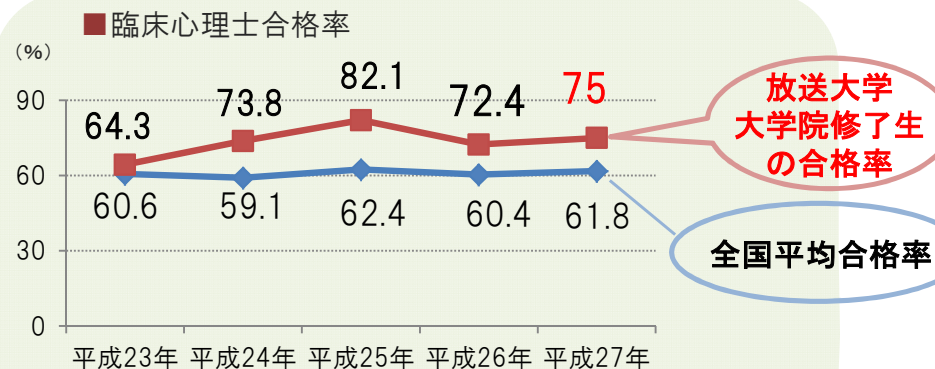
本学が指定する特定の授業科目群を履修することにより、ある分野に目的・関心を持ち、そのための学習を体系的に行ったことを認証する制度で、28プランが用意されています。

本制度は、学生の皆様が学習計画を立てられる際の目標として、あるいは履修モデルのようなものとしてお使いいただくほか、本学での勉学の成果を社会で活用する際に基礎的・専門的知識の証明書として用いるなど、広く学習及び生活の場で役立てていただくことを目的としています。また、平成19年に改正された学校教育法では、新たに「履修証明制度」が規定され、平成20年4月から、放送大学エキスパートはこの制度に対応しています。



放送大学大学院生の臨床心理士合格率 **75.0%**

(平成27年度)



教員免許更新講習受講者数

40,660名

(平成21年~27年度延べ受講者数)

遠隔地の教員ニーズに
応じています

- ・御蔵島(東京): 3名
- ・八丈島(東京): 1名
- ・三宅島(東京): 2名
- ・久米島(沖縄): 4名

(平成27年度)

学校図書館司書教諭講習

修了証発行数

25,244通

(平成10年~27年度延べ発行数)

平成26年度 講習実施大学46大学のうち修了生数は、**第2位**(665人)

■実施機関別講習者数
(全修了生 5,915人)



文部科学省認定社会通信教育

1. 定義

学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人が行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを、文部科学大臣が社会教育法の規定に基づいて認定を行ったもの。

学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校(後期課程)の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育(学校教育法)

社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育(社会教育法第49条)

[定義]通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。(社会教育法第50条)

文部科学省認定社会通信教育

学校、一般社団法人、一般財団法人が実施主体となる。

【社会教育法】

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。
2(略)

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。
2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

非認定の社会通信教育

学校、一般社団法人、一般財団法人、営利法人、個人等が実施主体となる。

2. 認定団体

実施団体数:計25団体109課程(平成28年8月現在)

- ・事務系(42課程)
(経営・管理、経理・会計、速記 等)
- ・技術系(28課程)
(電気・電子・材料、自動車整備、設計製図、不動産、園芸・造園 等)
- ・生活技術・教養系(39課程)
(栄養と料理、英語、ペン習字、書道、音楽、漢詩 等)

3. 社会通信教育受講者数等の推移

(単位:人)

H22	H23	H24	H25	H26	H27
68,376	53,178	50,576	48,590	54,572	64,164

4. 認定社会通信教育修了者表彰

・文部科学省認定社会通信教育の課程を優れた成績をもって修了した者に対し、その努力と成果をたたえるとともに、一般受講者の学習意欲の向上に資することを目的とする。

・平成28年度は4月21日(木)に表彰式(文部科学省・(一財)社会通信教育協会主催)を開催し、43名に大臣官房審議官(生涯学習政策局担当)より文部科学大臣名の賞状を交付。

参考

・文部科学省認定社会通信教育講座等を修了した方々の学習の成果を評価認定し、全国各地における多様な生涯学習活動を推進・指導する人材を育成するため、(一財)社会通信教育協会が平成4年に生涯学習インストラクターの資格制度を開設。

・生涯学習インストラクターは、都道府県または市町村教育委員会、生涯学習センター、青少年教育施設、女性教育施設、図書館や博物館、企業や団体が行う公開講座、グループ活動等での指導及び支援活動を行う。

・生涯学習インストラクター間の情報共有及びネットワーク形成のため、全国各地で生涯学習インストラクターの会が結成されている。

※ 生涯学習インストラクター全国大会

・生涯学習インストラクターの果たす役割と生涯学習推進の重要性を確認するため、全国の生涯学習インストラクターが一堂に会し、講演や事例発表等が行われる。2年に1度開催している。直近は平成28年2月13日(土)に開催されている。

『女性活躍加速のための重点方針2016』

1. 子育て基盤等の整備(2)家事・子育て・介護支援の充実

④ 大学等において女性が子育てをしながら学習・研究しやすい環境を整備するため、大学と地方公共団体等が連携した保育施設や保育サービスの提供に関する先進事例の把握や実証的検証等を通じて、大学等における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築し、全国に普及させるとともに、学びから就労への円滑な移行など、保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進等について検討する。

『ニッポン一億総活躍プラン』(平成28年6月2日閣議決定)

③結婚支援の充実(具体的施策)(抜粋)

全ての高校生に対して、自分の職業や家庭、将来について実践的に考える機会を提供するため、外部協力者の参画を得つつ既存の教科を有機的に連携させて、ワークシート入りの実践的教材を用いた学習の実施、乳幼児触れ合い体験、多様な職業人材・専門家との対話等の体験・交流活動を強化する。このため、教材の作成・配布、都道府県単位の実行体制の構築、教育課程の改善・充実とその徹底、大学・社会人教育への横展開などを推進する。

現状・課題

- ・ 大学等における保育施設の設置はまだ不十分。学業・研究の時間に応じた一時保育等の多様なニーズに応えられていない。
- ・ 女性が子育て等しながら学び続けていける環境が整っていない。
- ・ 若年層からの男女共同参画の視点に立ったライフプランニング支援も重要。

女性が子育てをしながら学ぶことのできる環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進が必要

28年度

地域と教育機関の連携による女性の学びを支援する保育環境の在り方の検討

- ①大学等における保育についての先進事例の課題収集・把握
- ②大学等における保育の仕組みづくりのモデル構築

男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業

- ①若者のためのライフプランニング支援の推進
- ②社会参画につながる女性の学びの促進

29年度

①大学等における保育の仕組みづくりのモデル構築

自治体等と連携した保育環境や一時保育等サービスの在り方検証

②保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な実践事例調査

学びから就労への円滑な移行など大学等の保育環境の整備とキャリア支援を一体的に実施しているグッド・プラクティスの収集・分析

③ライフプランニング支援の推進

ライフプランニング支援の大学・社会人教育への展開

④地域と大学等の連携による女性の学び支援研究協議会

実践者による取組報告・課題の共有、人的交流による普及

学びを通じた男女共同参画のための有識者検討委員会の設置

大学等において女性が子育てをしながら学ぶことのできる環境を整備するため保育環境整備を進めるとともに、若者がライフイベントを踏まえた上で進路や就労の選択を行えるよう、男女共同参画の視点に立ったライフプランニング支援の推進を図るなどのキャリア形成支援を推進する。

大学等における学びのための環境整備とキャリア形成支援の仕組みづくりのモデルを構築・普及により、女性が活躍できる社会の構築につながる！

専修学校を活用した地域産業人材育成事業

平成29年度要求額：272百万円【新規】

【事業の背景】

◆ 産業界からの最新の人材ニーズに対応した教育の実施

実践的な職業教育を行う各分野の専修学校の魅力を更に高めるためには、産業界からの人材ニーズを適時・的確に捉え、各専修学校の教育カリキュラム等に反映する必要。

◆ 学び直しニーズに対応した教育機会の提供

社会に出た後も、職業人が生涯にわたる職業生活の中で、キャリアアップを求められる場面も多くなることが想定されており、社会人等の学び直し環境の整備を支援することが重要。

この事業の取組
社会のニーズ
政府の提言

「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の実施により

- ・教育機関と産業界の連携強化
- ・社会人等が学びやすい教育プログラムの開発 を実施

- ・学校を出て一度社会人となった後に大学や専門学校等で学びたいと思っている者は30代・40代で約4割存在。
- ・社会人が教育機関で学びやすくするには、社会人向けのプログラムの拡充や土日祝日夜間における授業の拡充が必要 ※平成28年2月内閣府「教育・生涯学習に関する世論調査」

【ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）】（抜粋）
(3) 女性活躍
大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を図る

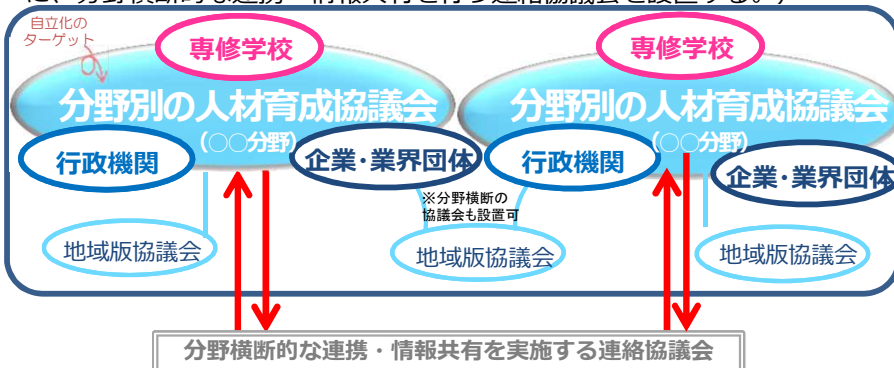
平成29年度に実施する取組概要

各分野の学校と業界団体等による教育内容の即応的改編・充実の仕組みの創設

我が国の専修学校群が、自由度の高い制度特性を生かしながら、変化する社会ニーズに的確に応え、その役割を果たしていくことを支援。

»» 専修学校と産業界・行政機関等を構成員とする協議会において、各分野における人材育成のあり方を検討し、各専修学校における教育内容の改編・充実につなげるとともに、持続可能な協議体制の整備を促す。

（併せて、地域版協議会を設置し、各地域の地方版総合戦略における専修学校の参画促進を図るとともに、分野横断的な連携・情報共有を行う連絡協議会を設置する。）



分野別の人材育成協議会の取組 (PDCA+α)

- P 最新の産業動向や業界ニーズ把握・共有
- D ニーズを踏まえた具体的な教育機会の提供
- C 効果的な教育体制・手法の検証
- A 時代に応じ適時に教育手法等の改善がなされるプロセスの確立
- α 組織の自立化に向けた検討 等

専修学校を活用した社会人等の学び直し機会の提供

復職やキャリアアップを目指す者に対する学び直し機会の提供を図るため、実施講座を検索できるポータルサイトを構築するとともに、社会人等のニーズに対応した教育プログラムを実施するための短期講座等の開設を促進する。

»» 子育て等で退職した者や知識等の高度化を目指す者に対する学び直し機会を拡大

① 社会人等の学び直し講座の開設促進

専修学校が附帯事業として社会人等の学び直しに資する公開講座を実施する際の隘路となっている課題に対し、改善するための方策について実証的に検証・分析を行うための調査研究を実施。

② 学び直し講座ポータルサイト構築

専修学校が提供する社会人等の学び直し講座を検索できるポータルサイトを構築。

目指す 方向性

- ① 今後の産業動向・人材ニーズを踏まえた各専修学校における教育実践
- ② 上記①を可能にする産学官による持続可能な体制の確立

学びを通じたステップアップ支援促進事業

現状・背景

- * 高校進学率
 - ・全世帯：98.8% ⇔ ・生活保護世帯：**92.8%**
- * 高校中退者
 - ・**毎年5～6万人**
 - (・全世帯1.5% ⇔ ・生活保護世帯：**4.5%**)
 - * 若年無業者
 - ・**約56万人**
- * 就職内定率
 - ・高校新卒者：約9割 ⇔ 中学新卒者：**約3割**
- * 高卒資格を受験要件とする教育機関や職業資格
 - ・学校：**大学、専門学校** 等
 - ・職業資格：**保育士試験、2級土木施工管理技術検定試験** 等
- * 高校中退者の意識
 - ・**高卒資格が必要：約8割**

■ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

➤工程表：希望どおりの結婚（若年の雇用安定化・所得向上）①（若者の雇用安定・待遇改善（その2））
【具体的な施策】

・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の就労・自立の実現に向け、個々人に応じて切れ目ない支援を各地で提供するため、内閣府・厚生労働省・文部科学省の3府省が連携し、寄り添い型、伴走型の支援の全国展開を地域の実情を踏まえつつ進める（地域における子供・若者伴走型支援パッケージの推進）。

（中略）

③高校・高等専修学校とサポステ等の連携による中退者・若年無業者・ひきこもりの若者等へのアウトリーチ型等の就労支援や高卒資格の取得に向けた学びの支援を実施。

■教育再生実行会議第九次提言（平成28年5月20日）

〔高校中退者を継続支援する体制の構築等〕

（前略）高等学校中退者については、関係省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなげる支援を行う体制の構築を促進、支援する。

趣旨

高校中退者等は、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にあり、高卒資格が必要であると認識している者が多い一方で、高校中退者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分でないところ、国において、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる地方公共団体の取組について、実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図る。

中退防止や中退者の就労支援については、従前より、高校の進路指導や地域若者サポートステーション等を中心とした支援が行われている。



概要

学習相談

- ・教育委員会事務局OBや退職教員等による①学びに応じた教科書や副教材の紹介、②高卒認定試験の紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介など、学習に関する相談・助言を行う。
※本人のみでなく、保護者を含めた相談も可能とする。

学習支援

- ・図書館、公民館等の地域の生涯学習施設を活用し、学習者に対して学習の場を提供する。
※ICT教材をはじめ、教科書センター等の協力を得て、教科書や副教材の閲覧・貸出も可能とする。
- ・退職教員、学生等のボランティア、NPO等の協力を得て、学習者の自習を支援する。

職業資格取得・就職

実施箇所数：4か所

※実施主体：教育委員会又は首長部局の生涯学習担当部署

若者の社会的自立

高卒認定試験合格